

注 記 事 項

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」(昭和38年法務省令第31号)の規定のほか「証券会社に関する内閣府令」(平成10年総理府令・大蔵省令第32号)及び「証券業經理の統一について」(平成13年9月28日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

< 重要な会計方針 >

1. トレーディング商品に属する有価証券の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券の評価基準及び評価方法については、時価法を採用しております。

2. トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券については、上場有価証券のみであり、その評価基準及び評価方法については時価法を採用しております。なお、評価差額は全部資本直入法によっております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産及び投資等

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により、翌期から費用処理することとしております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

< 貸借対照表の注記 >

1. 有形固定資産の減価償却累計額 166,778 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 115,900 千円

3. (1) 担保等として差入れた有価証券の時価は、以下のとおりであります。

信用取引貸証券 1,698,044 千円

差入保証金代用有価証券 11,787,650 千円

(2) 担保等として差入れを受けた有価証券の時価は、以下のとおりであります。

信用取引借証券 1,698,044 千円

受入保証金代用有価証券 11,787,650 千円

4. 1株当たりの当期損失 6,034 円 89 銭

5. 「証券経理の統一について」の改正による貸借対照表上の主な変更点は以下のとおりです。

証券取引法第 47 条第 3 項に基づき、国内において信託会社等に信託された顧客分別金信託額（金銭の信託にかかるものに限る）は、「預託金」の内訳科目として貸借対照表に記載おります。

6. 商法第 290 条第 1 項第 6 号に規定する純資産の増加額 365,084 千円

< 損益計算書の注記 >

1. 支配株主との取引高 営業費用 62,305 千円

2. 「証券業経理の統一について」の改正による損益計算書上の主な変更点は以下のとおりです。

営業収益より金融費用を控除したものを「純営業収益」として計上しております。